

原審・福岡高等裁判所 令和6年（ネ）第424号 損害賠償請求控訴事件
第1審・福岡地方裁判所 令和5年（ワ）第403号 損害賠償請求事件

申立人 蓑田隆介
相手方 auじぶん銀行株式会社

上告受理申立て理由書

令和7年1月30日

最高裁判所 御中

申立人 蓑田隆介

第1 事案の概要

本件は、申立人が相手方で住宅ローンを借り換えるに当たり、相手方および抵当権設定のために相手方が指定した司法書士（司法書士法人みつ葉グループ）の両者が申立人に説明することなしに、その司法書士の指定にあたって介在した司法書士法人 EAJ 分の費用の全額を申立人に負担させていたことが、独占禁止法と銀行法に規定される取引強制の規制に相手方が違反しており、それにより申立人は公正かつ自由な競争によって形成される司法書士報酬には含まれることのない、司法書士報酬の名目でありながらその実は抵当権設定に関して相手方が行うべき業務の外注の対価に他ならない費用の支払を余儀なくされたとして、相手方に対し、不法行為に基づき、司法書士法人 EAJ 分の費用として支払われた1万9800円の支払を求めた事案である。

第2 上告受理申立ての理由

原審の判断は、「申立人は EAJ とは取引をしていない。よって取引強制ではないし、司法書士法人 EAJ 分の報酬は司法書士法人みつ葉グループの報酬の内枠にあり EAJ 分の説明は不要」といったものである。しかし、その一方で原審は、第一審の判決文を引用することで「司法書士報酬の一部は EAJ に分配されていたことがうかがわれ（すなわち被告が直接本件司法書士法人に委任していれば発生しない費用が原告に対して請求されていたことになる。）」（第一審判決文11頁15行目）と認定している。そこで EAJ 分の費用が司法書士法人みつ葉グループの報酬の外枠にあることと、その費用の全額が申立人に請求されていたことを認めておきながら、申立人が EAJ と取引をしていないとするのは判決の理由に重大な食い違いがあり、EAJ 分の報酬が内枠か外枠かのいずれであったとしても原審の判断には法令の解釈に関する誤りがある。

すなわち本件は、独占禁止法上、「取引」を定義する規定は設けられていないところ（甲6108頁下から7行目）、取引強制における「取引」とは何なのか、または「取引」と「費用負担」（より正確には、ある事業者分の費用全額の負担）との差異はどこにあるのか、という法令解釈の基礎となる重要な事項を含む。

なお、独占禁止法上の事業者の行う「事業」の定義が「なんらかの経済的利益の供給に対応して反対給付を反復継続して受ける経済活動」（最判平成元・12・14民集43巻12号2078頁 芝浦屠場事件）であることからすると、EAJ の供給する経済的利益を受ける者が申立人ではないことは、その反対給付を負担する申立人が EAJ と取引をしていない理由にはならない。例えば生命保険契約や結婚式の引出物のカタログギフトによる役務提供契約のように、経済的利益の供給を受ける者とその反対給付を負担する者が異なる第三者のためにする契約であるからといって、反対給付を負担する者が事業者と取引関係にないとは言えないからである。

また、申立人に EAJ 分の費用を負担する意思がなかったことは、相手方、司法書士法人みつ葉グループ、EAJ らによる説明がなかったこと（すなわち過失または故意による独占禁止法上の「強制」）によるものであるため、その意思の欠缺をもって「取引ではない、よって取引強制ではない」とするのは、取引強制を規制する法の趣旨と背離であって本末転倒である。

よって、最高裁判所においては、法令解釈の基礎となる重要な事項を示したうえで、原審の誤りを正すべく、上告受理申立てを受理した上で、原判決を破棄し、更に相当の裁判をされたい。

以上